

マイナンバーをお届けします



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

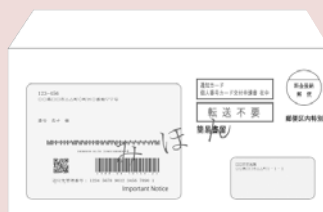
問合先 市政情報課番号制度担当

「マイナンバー」とは、住民票を有する全ての方に1人1つの番号（一人ひとり異なる12桁の番号）を付して、社会保障・税・災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

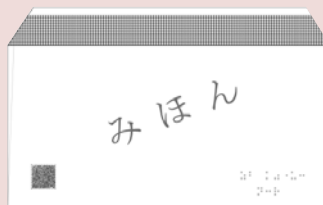
- ◎同封されるもの
- ①「通知カード」
 - ②「個人番号カードの申請書」
 - ③「説明用パンフレット」
 - ④「個人番号カード申請用の封筒」

10月中旬から送付が始まり、11月中旬にはおおむね全ての世帯へお届けができる予定です。

(表)



(裏)



◎送付される封筒

10月中旬以降に、マイナンバーが記載された「通知カード」を簡易書留で皆さんにお届けします。この通知カードは、今後、様々な場面で必要です。※通知カードがお手元に届いた後、住所や氏名変更の市役所への届出の際には必ずお持ちください。

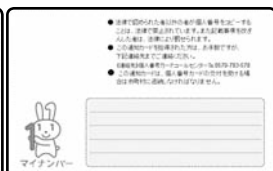
マイナンバー2種類のカード

1. 通知カード

(表)



(裏)



＜注意＞「本人確認の際の身分証明書」として利用することはできません。

●平成27年10月から全員に配布され、マイナンバーの確認に使います。

※お手元に届いた「通知カード」は大切に保管してください。(通知カードの再発行には500円の手数料がかかります。)

2. 個人番号カード(マイナンバーカード)

(表)



(裏)



「公的な身分証明書」として利用できます。

●平成28年1月から希望者に交付され、本人確認やマイナンバーの確認に使います。有効期間は、発行日から10回目の誕生日までです(20歳未満の方は5回目の誕生日まで)。

※申請方法などは、通知カードの送付時に同封される「説明用パンフレット」をご確認ください。

※個人番号カードの初回交付手数料は無料です。ただし再発行には1000円がかかります。(カード再発行手数料800円、公的個人認証サービス再発行手数料200円)

通知カード、個人番号カードに関する問い合わせは、
☎ 0570-783-578 (カード専用コールセンター)

●マイナンバーが必要な場面

平成28年1月以降、社会保障・税・災害対策に関する手続きの一部でマイナンバーを使い、原則として、申請書などにマイナンバーを記載していただくようになります。

例

- ・生活保護の申請
- ・被保険者の資格取得・喪失などの届出(国民健康保険など)
- ・要介護・要支援認定申請(介護保険)
- ・身体障害者手帳の申請
- ・児童手当の申請
- ・妊娠の届出
- ・就学援助の申請 など
- ・お勤め先、アルバイト先などから、社会保障や税の手続きのために聞かれた場合(パートやアルバイトの方も同様です。扶養家族のマイナンバーも通知)

する必要があります。

●マイナンバーは、決められた事務でしか使えません

知らない会社からマイナンバーを聞かれることはありません。むやみに他人にマイナンバーを教えないようにしましょう。

●市から報酬、謝金、賃借料などの支払いを受ける方へのお願い

平成28年1月以降に、市から報酬、謝金、賃借料などの支払いを受ける方(審議会委員、講演会の講師や地主の方など)は、源泉徴収票および支払調書作成事務のため、マイナンバーを記載した書類を提出していただきますので、ご協力をお願いします。詳しくは、内閣官房ホームページ(マイナンバー 社会保障・税番号制度)、市ホームページ(マイナンバー 社会保障・税番号制度)をご覧ください。

マイナンバーに関する問い合わせ

◇コールセンター(内閣官房)

マイナンバーに関するお問い合わせは(☎0570・20・0178 全国共通ナビダイヤル)平日9時30分～17時30分(土、日曜日・祝日・年末年始を除く) ◆一部IP電話などで上記ダイヤルにつながらない場合(☎050・3816・9405) ◆外国語対応(☎0570・20・0291 対応言語:英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語) ※ナビダイヤルは通話料がかかります。

マイナンバーを記載した書類などを提出するときは

なりすましなどによる被害を防ぐために、マイナンバーをご提示各種申請書への記入など(ただ、本人確認には、マイナンバー確認と本人確認を実施します。皆さんの大切な個人情報を守るため、ご理解・ご協力をお願いします。

本人確認

個人番号カードを持っている場合は、1枚でOK!



個人番号カードをお持ちでない場合

運転免許証、パスポート など
+
通知カード、
マイナンバー入りの住民票 など

※代理人が手続きをする場合は、委任状や戸籍謄本などその資格を証明できるものが必要です。また、代理人の本人確認をします。

住民基本台帳カードをお持ちの方・公的個人認証サービス(e-Tax、eLTAXなど)を希望される方へ

問合先 市民課住民記録担当

「住民基本台帳カード」は平成27年12月18日で発行を終了します。しかし、身分証明書として有効期限までは利用できます。

＜平成27年12月18日(金)まで＞

「住民基本台帳カード」を交付希望される場合、顔写真付きの身分証明書をお持ちの方は即日、顔写真付き身分証明書をお持ちでない方でも1週間程度で交付されます。公的個人認証サービス(3年間有効)を希望される場合には、「住民基本台帳カード」に電子データを格納し、e-Tax、eLTAXなどのサービスを受けることができます。

(カード交付手数料500円・公的個人認証サービス発行手数料500円)

＜平成28年1月以降＞

※個人番号カード ⇒ 初回は交付手数料無料

「個人番号カード」は10月から申請が始まり、平成28年1月から交付される予定です。公的個人認証サービス(5年間有効)は、「個人番号カード(マイナンバーカード)」に標準搭載されます。

しかし、「個人番号カード」の申請数が膨大な場合には、カードが交付される時期が遅れる可能性があります。また、「個人番号カード」の即日交付は不可能となります。このため、平成28年1月以降、公的個人認証サービス(e-Tax、eLTAXなど)による税の申告などを予定している方は、従来の住民基本台帳カード(有料)による方が確実に手続きできますので、ご検討ください。詳しくは市民課住民記録担当までお問い合わせください。